

平成26年第3回度会町議会定例会会議録

招集年月日 平成26年9月19日

招集場所 度会町議会議場

開議 平成26年9月19日（午前9時00分）

出席議員 1番 岡村 広彦 2番 舟瀬 勝 3番 登 喜三雄
4番 濱岡 裕之 5番 牧 幸作 6番 木本タエ子
7番 八木 淳 8番 芝山 延男 9番 中森 慰
10番 福井 秀治 11番 中井 利正 12番 中村 忠彦
欠席議員 なし

地方治法第121条の規定による説明のため会議に出席した者の職・氏名

町 長	中村 順一	代表監査委員	山下 幸生
副 町 長	縄手 一郎	総 務 課 長	西岡 一義
総務課防災担当課長	中川美知彦	政策調整室長	中井 宏明
税務住民課長	山下 弘文	福祉保健課長	中井 均
生活環境課長	中西 章	産業振興課長	八木 一夫
建設課長	北村 晴紀	会計管理者兼出納室長	岡村 哲也
教育委員会教育長	藤田 心作	教育委員会事務局長	中西 力

議会の職務のために出席した者の職員氏名

議会事務局長	西村 肇	書 記	山下 喜市
書 記	中川 知央	書 記	大谷 悦正

議事日程

- 日程第1 一般質問 1. 3番 登 喜三雄 議員
2. 10番 福井 秀治 議員
- 日程第2 各常任委員長 審査結果報告、質疑
- 日程第3 討論（議案第32号～議案第52号）
- 日程第4 採決（議案第32号～議案第52号、請願第1号～請願第5号）
- 追加日程第1 議員提出議案の上程（発議第3号～発議第7号）
- 追加日程第2 提出理由の説明（発議第3号～発議第7号）
- 追加日程第3 質疑、討論、採決（発議第3号～発議第7号）
- 日程第5 議員派遣の件について
- 日程第6 閉会中の継続審査の申し出について（議会運営委員会）

上程議案

- | | | |
|--------|--------|--|
| 議案第32号 | 平成26年度 | 度会町一般会計補正予算（第3号） |
| 議案第33号 | 平成26年度 | 度会町国民健康保険特別会計補正予算（第1号） |
| 議案第34号 | 平成26年度 | 度会町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号） |
| 議案第35号 | 平成26年度 | 度会町介護保険特別会計補正予算（第2号） |
| 議案第36号 | 平成26年度 | 度会町郡指導主事共同設置事業特別会計補正予算（第1号） |
| 議案第37号 | 平成26年度 | 度会町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号） |
| 議案第38号 | 平成25年度 | 度会町一般会計歳入歳出決算の認定について |
| 議案第39号 | 平成25年度 | 度会町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 議案第40号 | 平成25年度 | 度会町簡易水道事業特別会計歳入歳出の認定について |
| 議案第41号 | 平成25年度 | 度会町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 議案第42号 | 平成25年度 | 度会町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 議案第43号 | 平成25年度 | 度会町郡指導主事共同設置事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 議案第44号 | 平成25年度 | 度会町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 議案第45号 | 度会町 | 度会町放置自転車の発生の防止及び適正な処理に関する条例について |
| 議案第46号 | 度会町 | 度会町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例について |
| 議案第47号 | 度会町 | 度会町放課後児童健全育成事業の設置及び運営に関する基準を求める条例について |
| 議案第48号 | 度会町 | 度会町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例について |
| 議案第49号 | 度会町 | 度会町立学校給食センター設置条例の一部を改正する条例について |
| 議案第50号 | 度会町 | 度会町職員定数条例の一部を改正する条例について |
| 議案第51号 | 度会町 | 度会町福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について |
| 議案第52号 | 度会町 | 度会町営住宅管理条例の一部を改正する条例について |
| 議案第53号 | 度会町 | 度会町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて |
| 報告第6号 | 平成25年度 | 度会町財政健全化判断比率について |
| 請願第1号 | | 義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を求める請願 |

- 請願第2号 「教職員定数改善計画」の着実な実施と教育予算拡充を求める請願
請願第3号 保護者負担の軽減と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める請願
請願第4号 防災対策の見直しをはじめとした総合的な学校安全対策の充実を求める請願
請願第5号 手話言語法（仮称）制定を求める意見書の提出を求める請願

◎開会の宣告

（9時00分）

○議長（中村 忠彦） ただ今の出席議員は12名で、定足数に達しております。

よって、平成26年第3回度会町議会定例会を再開いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議会日程につきましては、お手元に配付いたしました日程表により、会議を進めたいので、御了承をお願いいたします。

なお、本日、中井福祉保健課長が公務のため、欠席いたしておりますので、御了承をお願いいたします。

◎一般質問

日程第1 これより、一般質問を行います。

質問は、通告書どおりに発言を許します。

質問者は質問席で、答弁者は演壇で発言をお願いします。

3番 登喜三雄議員。

《3番 登喜三雄 議員》

○3番（登喜三雄） 皆さん、おはようございます。登喜三雄でございます。

議長の許可をいただきまして、今日は町長さんに二つ質問をさせていただきたいと思っております。

まず、主たるものは広大な度会町の森林につきまして、五つの視点からお尋ねをさせていただきたいと思っております。

水道・水源を公有林化できないか。また、荒廃が進みます民有林道の維持管理につきまして、同時に4月から導入されました「みえ森と緑の県民税」の活用について。

さらには、300ヘクタールに及びます町有林の資産活用につきまして。

さらには、映画「WOOD JOB」、また「三重のふるさと応援カンパニー推進事業」。

それから2年後に導入が決定いたしました「山の日」の制定に向けての町長さんの御所見等を伺いたしたいと思います。

また、大きな二つ目といたしましては、ただいま構想中の「道の駅」に関しまし

て、町長さんの政治姿勢と同時に、町長さんの政治決断の時期につきましても、お伺いをいたしたいと思いますので、どうぞ、よろしく願いいたします。

それでは、1点目の質問に入らせていただきます。

度会町の森林施策につきましても、御質問をさせていただきます。

まずは、森林に関する質問に当たりまして、先の8月豪雨で甚大な山地災害を被災されました方々に対しまして、心からお悔やみとお見舞いを申し上げます。森林を背にする本町にとりましても、自然への畏敬の念を持ちながら、まちづくりに取り組んでいくことが大切であるとの思いを新たにいたしました。

質問に入ります。町内の山林面積は、約1万1,400ヘクタールと町面積の大半、85%を占めながら、昭和30年代から積極的に植林がされました人工林は、このうち約66%に及んでおります。700戸余りの林家の経営形態はほとんどが50%未満の兼業林家です。日本村の利用低下とが相まって、木材価格は低迷し、その結果、多くの人工林は手入れされなくなり、広葉樹を衰退させ保水力を低下させるとともに、山の恵みを失った野生動物を集落に誘うこととなっています。これが今、度会町をはじめ、日本各地で起こっている現象です。諸課題がある中で、私は次の五つの課題について質問をいたします。

まず、ア、水道・水源涵養林としての確立とよき施業について、お尋ねをいたします。

森林法により、水源の涵養、土砂災害の防備、生活環境の保全と形成等々公共の目的のために本町にも保安林が指定されていますが、その全容を把握し、目的に沿った伐採や森林施業の指導に至っていないものと推量いたします。まず、町内保安林の現状把握について、お答えをいただきたいと思います。

私は、この保安林制度が、その趣旨に沿ってきめ細やかに機能しているのであれば、“良”とするものですが、現実には多くを占める民有林の所有者自体、この保安林制度をつぶさに理解されていないのが実情ではないかと危惧いたします。そこで、水道水源に的を絞った「100年の大計、緑のダムの構築」が緊要になってくるものと考えます。

度会町の水道水源として川上・注連指・長原の水源林は保安林制度と度会町の水道水源保護条例で開発の制限と監視がなされているものの、その林相の詳細までは把握されていないものと考えます。

度会町の水道水源を未来に亘って守っていくには、水道・水源涵養林として具体的に林班を確立させ、所有者とともに適正な施業を行っていく必要があります。今まで所有者のモラルや好意にすがってきたところですが、巷の風聞では外国資本の介入も取りざたされています。ここに某日刊紙の報道を紹介させていただきます。

見出しは、水源守れ、森林公有化、14の自治体を買収、全国の自治体の水道水源

を守るために森林の公有化に乗り出している。11道県の14の自治体が私有の水源林を買収した。背景には森林所有者の高齢化や、木材価格の下落で手入れされない森林がふえたことがあり、森林が本来もつ保水機能の低下が指摘されてきた。さらに、外国資本による森林買収への危機感もある。との報道でございます。やがて、上水道に移行する本町の水道水だけでなく、森林に涵養された真水は農業用水となり、田畑をうるおし、川環境を創造いたします。広い意味では宮川の伏流水を取水する棚橋水道水源も、宮川流域全体における森林の恵みによるものです。

そこで、度会町として強い信念を持ち長期的な展望に立ってまずは、水道・水源涵養林を確立させ、そのよき施業に投資する必要があると思いますが、いかにお考えですか。

次に、イ、危ぶまれる林道の維持管理主体と「みえ森と緑の県民税」の活用について、質問をさせていただきます。

本町の林道密度は近年、間伐作業道の敷設が補完しながらも、作業道を除けば、1ヘクタール当たり10メートル程度の状況かと推測いたします。

さて、山の価値が低迷したまま、この大切な50本ほどの林道約100キロメートルの維持管理が危ぶまれています。森林の管理に林道が必要なのは言うまでもありません。いわゆる林道は森林所有者・受益者の道です。木材の搬出、古くは薪炭、木炭の搬出の道として、その維持管理は当然のこととして受益者が主になって行ってまいりました。しかし、山に経済的な魅力が少なくなった今、この林道の維持管理の主体性を保つことが危うくなっています。すなわち、自然災害による損壊はもとより、日常の側溝・路面・法面の管理など、受益者管理における人的・金銭的負担が困難な状況になっています。日に日に荒廃が進み、いよいよ林道としての機能が失われようとしております。

他方、「みえ森と緑の県民税」は、本年4月から県民税均等割に1,000円を上乗せして導入されました。法人に対しましては、別途税制の仕組みがございます。この中から度会町にはどのように配分されるのか。そして、平成26年度においては、どのように執行されるのか。この税制の仕組みとその利用・実行計画について、具体的にお答えをいただきたいと思っております。私は、「災害に強い森林づくり」と「県民全体で森林を支える社会づくり」を目的とする本税に沿って度会町が取り組んでいる姿を、納税者の皆さんにお示しすることが大切だと考えます。

広域基幹林道麻加江・小萩線などの幹線林道を町管理とする理念・制度に敬意を払いながら、さて、その他の林道の荒廃を防ぐ手当について、「みえ森と緑の県民税」の利用等、新たな仕組みづくりが必要となっています。よい知恵はないか。町の工夫についてお聞かせをいただきたいと思っております。

三つ目、ウ、町有林の資産活用について、お尋ねをいたします。

町決算資料財産に関する調書の資料における町有林は約300ヘクタールに及びます。そのうち森林開発公団との分収契約によるものが、約160ヘクタールとなっています。現在、ほとんどが30年生から40年生の分収契約林の伐期樹齢をどこに定めるのか等、今後の資産運用の見通し及び単独管理の町有林の一例といたしまして、ヒノキの成木林が存在する町有林、「中之郷シャクシ」については、新設林道鶴ヶ坂線の利用を視野に入れた材積・材価の見通しを踏まえた資産活用についての見解をお聞かせいただきたいと思ひます。

エ、映画「WOOD JOB」に見るように、また「三重のふるさと応援カンパニー推進事業」が行うように、人と森をつなぐ楽しさが仕掛けられないかについて、お伺いをいたします。

過日、県内でロケされた「WOOD JOB」を鑑賞してきました。都会の若者がふとしたきっかけで林業に携わり山林作業の奥深さを知り、山里の人情に目覚めるという感動ものでございました。選ばれ、残った千年もたつような高木からの採種作業は真の林業の在りようを学ぶものでした。また、「三重のふるさと応援カンパニー推進事業」の一例として、イオン株式会社とNPO法人みやがわ森選組、それに三重県、この3者が連携した「森びと養成講座・森つなぎプロジェクト」が実施されます。いずれもキーワードは森と人との楽しいつながりを求めるものです。役場だけで考えるのではなく、以前にも提案いたしました企業の社会貢献（CSR）に期待する、他力に頼ることも大切です。まずは、創意をお聞かせいただきたいと思ひます。

最後、オ、「山の日」の制定を好機としてについて、御所見をお伺いいたします。

2016年から8月11日を「山の日」にするという祝日法の改正が、先の国会で成立いたしました。同時に、自治体が「地域自然資産区域」を定め、入域料や保全策のルール化を図る法案も成立いたしました。

本町も名峰獅子ヶ岳に広がる日の出の森があり、また人知れず咲くシャクナゲが群生する豊かな森があります。度会町も「山の日」の制定を好機として捉え、例えば、お金のかからない「森の駅」を町民の皆さんと一緒に手づくりし、人々を誘うことも地域振興策かと思ひます。この手づくりの「森の駅」に集う人々から、「度会の森の豊かさに育まれた聖域を自然資産区域と定め、観光を考える」また、「間伐材の利用」、「小水力・バイオマスエネルギーの活用」、「鮎・アマゴの飼育」などのアイデアが生まれ、これらがリンクし、融合し、具現化されていくことに期待をいたします。いかにお考えか、御所見を賜りたいと思ひます。どうぞ、よろしくお伺いいたします。

○議長（中村 忠彦） 中村町長。

○町長（中村 順一） 皆様、おはようございます。

ただいま登議員さんからの御質問がございましたが、度会町の森林施策についてということでございます。

前置きでございますけども、度会町の森林施策、やはり一番、これから進めていく上での姿勢、基本的なスタンスというのは、大変、この原木丸太の低迷、それから県内産、あるいは国内産の、これからの需給のバランスを考えての利用拡大、利活用の拡大ということ、やはり基本にしながら来るべき、いつも申し上げておりますけども、農業と林業の違いが、ちょっとございますのは、好景気のスパンが非常に林業の場合は長うございます。自宅の家を1軒建てるのに、一世一代で1軒というような感じになっております中で、今は低迷期だと思っています。そんな中で、やはりこの度会町の森林施策につきまして、これも度会町だけではございませんが、一日一歩、いつも申し上げておりますけども、地味な努力をしていかなければならないかと思っています。私の頭にあるのは、やはりまず林業の一番根本でございますけれども、やはり自然林と人工林の保全と開発のバランスをうまくやりながら、人間が自然との闘いの中で多面的機能を持つ森林を、うまく活用できるかに、これからはかかってくるんじゃないかと思っています。そういうことを念頭に入れながら、今から、まず、登議員さんの質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

まず、各論に入りますが、水道・水源涵養林としての確立とよき施業についてということでございます。

まず、登さんと重複しますけども、町内の保安林の現状についてどうかというお尋ねでございましたので、数字的には保安林の面積が3,536ヘクタールと、登議員さんがおっしゃいました、うちの全体の1万1,416ヘクタールのうちの31%を保安林が占めています。非常に保安林の存在は大きいと思っております。

保安林には、国土の保全等の公共目的のための全部で17種類、決められているそうでございます。その中で、先ほど申し上げました多面的機能を持つ中での保安林の17種類の中で、当町はそのうちの4種類が存在しております。その内訳でございますが、登議員さんがおっしゃる水源涵養保安林というのが、2,758ヘクタール、それから土砂流出防備保安林というのが547ヘクタール、土砂崩壊防備保安林が2ヘクタール、それから保健保安林というのが229ヘクタール、以上の四つの保安林を維持しながらやっております。

保安林内の施業の面につきましては、森林農地整備センターとの分収造林契約地というのが、このうちの1,545ヘクタールございます。44%を占めております。

森林所有者自体の制度の理解には、これはもうおっしゃるとおり、個人の方々、あるいは林産家の方々、この制度をどこまで理解されているのかなど、これはもう町のほうも、やはりそういう周知をしていかななりません、保安林を最初にそういう形ができたときには、十分説明があったんではなかろうかと思っております。

しかしながら、そのあと、もう我々が考えると、保安林というては、荒廃地やから林産農家が、いわゆる林産家が、もう担い手がなくて手をつけられないと、荒廃化を防ぐには保安林やないかと、私もはじめそう思っていました、大体そういうところが原点だと思います。それがこの多面的機能からのこういう制度化になったんやないかと思っております。この50人の契約地につきましては、森林農地整備センターが主導していただいて、計画的な森林施業が確保されております。具体的にはたくさんございますけども、やはり度会町の場合、この森林整備センターの力沿いが非常に大きくウエートを占めております。年間でどれぐらいをしているかということも調べてみましたけども、金額でいうと、ちょっとあれですもんで言いませんけども、年間でも相当作業道とか、間伐とか、そういった、いわゆる前からの植林からの増林業の体制の中で、相当な財源が度会町に注入をしていただいておりますので、大変感謝を申し上げるところでございます。

また、治山の施設周辺も土砂流出防備保安林等の一部におきましては、三重県のほうで保安林管理事業としての森林施業が、まだ行われております。まず、そういったことが、この水源涵養林の中で大きな施業の流れになっております。

それから、町の水道水源につきましては、やはりこれも非常に保安林の中の分収契約地が比率を占めておりまして、3カ所、川上、それから注連指、長原、これはもう当然、簡水の西部、南部の水源地でございます。おっしゃるように東部の水源地もありますけども、そういった中での3カ所は主に分収林契約地の中で、これを水源涵養の中でも、こういう施工を計画的に行っております。それで川上がその中で、約620ヘクタール、それから集水区域の、この川上の7割が分収林の契約地内で行われております。まさに、この水源造林の事業が計画的にこの中で実施をされておるわけでございます。また、注連指地内におきましても、集水区域の約140ヘクタールの半分を占めております町有林の中で、分収造林と、並びに国・県、我々町と受益者の中での環境創造事業というのが、森林管理が行われております。また、これから、今後の計画でございますが、長原地区におきましては、いせしま森林組合によりまして共同の施業団地、いわゆる間伐をしながら、うまくいけばやはり出荷をしていただいて、それをつじつまを財源に合わせていくと、収入を得ていくというような計画の形成が行われております。

県のほうでは、登議員さんおっしゃったように、いわゆる外国の方々に買収をされているというような懸念もございますし、事実、度会町もそんなたくさんではございませんが、少しその耳に入っていることはございます。外国人の所有者というので、そういったことの森林の売買や土地の利用計画に関する制度の見直しというものを県のほうで、水源地域保全条例というのを検討しているということをお聞きしておりますので、これを注視していきたいと思っております。

また、今後におきましても、良質な水資源を継続的に確保していく観点から、国・県の森林施策を引き続いて誘導していく。これは非常に大きな財源の運用でございますし、また、いせしま森林組合を中心にした小規模な森林所有者、これは私の思いでございますが、これからまだまだ手をつけていないところはたくさんございます。そういったことを年次計画的に共同して地権者の皆さんの、特に後継者の方々の意識というのが、先ほども同じように理解が非常に低いのも、我々の行政の責任もあるんですけども、そういったことを了解を得ながら、そういう団地の施業にしていくような方向に働きかけとか、あるいは、援護策といいますか、それを講じていきたいと、このように思っています。これが水源涵養林の中での施業の、これからの長期的な計画。私の場合は、一步一步ということで行きたいと思っていますので、数字的なことはともかく、地道な努力が必要かなと思っています。

それから、イの、いわゆるおっしゃるところ、全くそのとおりでございますが、危ぶまれる林道の維持管理主体と、「みえ森と緑の県民税」の活用についてでございます。林道につきましては、御承知のように、かつてですと、県単事業というのがたくさんございまして、私の記憶でも7割3割ぐらいの単でやっておりましたが、非常に少なくなったと。その中で、登さんもちらっとおっしゃいました、度会町での、私が思っています三つの基幹林道です。既にでき上がっている、大変維持管理がこれから大変やと思いますけども、その小萩の麻加江線、それから新藤越林道、そして、また今現在進行中の鶴ヶ坂線ですか、これも先を見れば、大変百カ年に値するような、私は壮大な計画だと思っていますので、これが少しずつではございますけども、やはり10年単位ぐらいで進めていくようになるんやないかなと、基幹林道としては思っています。

そんな中で、このその他の林道でございますが、議員さんの御指摘もございましたが、これからどうなるんやろうと、地元でもちゃんと維持管理ができないやないかという中で、やはり町としましては、災害に遭いますと、ちゃんとその適用ございますけれども、今後、やっぱりそれにつきましては、これは林道の整備事業として、これから計画を立てながら一步一步、特に受益者さんの負担が低くなるようなことを、今後、検討していきたいと思っています。これは農道も同じやと思いますので、農林道をできるだけ早く町道を整備して、生活関連施設がしっかりなれば、うまく度会町の財政で回ってくるんじゃないかと、これは税収入でも入れれば、また、もっと進むんやないかと、このように思っていますので、まず林道についてはそのように理解をお願いしたいと思います。

それから、三重県の「みえ森と緑の県民税」につきましては、今年度から登議員さんから、ほとんど全容を言っていただきましたが、この「みえ森と緑の県民税」制度というのは、森林が災害の防止や水源の涵養、そして地球温暖防止などの広域

的な機能を果たしておる、その恩恵は、社会全体が享受しているんやということから県民全体で森林を支える社会づくりのための施策に使うということで、平成26年度から開始されました。

県では、この県民税をまず基金に積み立てをして、県の事業、主にハード事業と、市町の事業に工夫して交付金が交付され、実施したその事業につきましては、第三者による評価委員会で評価をし、公表されるという仕組みになっている制度でございます。

この県民税を活用しての取り組みは、発言されたとおり二つの基本方針と、それから五つの対策を行うこととしておりましたので、この県から示されました取り組み事項の中には、登議員さんが質問されました、この「林道の荒廃を防ぐ手当」というのは、冒頭で申し上げましたように、独自でやっていくんかなというんで盛り込まれてはおりません。県としても、まず、我々自治体の首長さん方も、同じようにこの林道につきまして、やはり既存の施策と制度を利用して財源活用をしていくような取り組み方をやっていくということが、この理由となっております。そうでないと、森と緑の県民税と一般の財源とが一緒にされて、うまくそういう言い方はいかんと思いますけども、県の中の財政で、丸め込まれていくということになると、非常に自治体困りますんで、やはりこちらの予算はこちらでいただきたいということが、多くの首長さんもそのような会で発言をしておられるというのが、現状でございます。御理解をいただきたいと思います。

それから、当町での本年度の、まずソフト事業でございます。いわゆる交付をいただいた。これが金額的には464万6,000円という交付を受けております。そして、これを活用して、当町としましては二つの事業を、まずもって実施をしていきたいということになっております。

まず、その一つでございますが、これは人家に近接をしました治山施設に堆積して、流出の恐れのある土砂の除去を行って、基本方針の「災害に強い森づくり」とするものでございます。もう既に、これも議案の審議にかけております。

もう一つは、宮リバー度会パークの第2ちびっこ広場を芝生化し、緑を大切にす環境を整えて、基本方針の「県民全体で森林を支える社会づくり」に相当するということで、ここに予算を活用させていただきたいと思っております。

この制度につきましては、今年度から開始されたばかりで、幅広い納税者からの納税であるために、より多くの受益に寄与する事業が求められているということでございますが、一方では「市町が地域の実情に応じて創意工夫をして、森林づくりの施策を展開する」とも記述をされております。そういったことで御質問の御指摘も含めまして、今後、最初の元年でございますので、今後、県当局にこの実態の働きかけを、これからその内容の拡大とか、そういったことを当町としてどのように

活用していくかというのを、しっかりとまた担当課と協議をしながら住民の皆さんに、また議員の皆さんの、またアドバイス、意見をいただきながら来年度の予算に向かっては決めていきたいと思えます。今、お話し申し上げた二つの事業に、これを使っていきたいと思っています。治山と宮リバー度会パークへの一つの投資でございます。

それから、ウの町有林の資産活用でございますが、町有林は町内で15カ所点在しております。登記簿の面積では300ヘクタール、実測の見込みでは2割増しの約360ヘクタールに及んでおります。そのうち、町有林の分収契約地が5カ所のところで、当初は50年の伐期齢を設定をいたして、計画的な保育管理を行ってききましたが、林業を取り巻く先ほど申し上げましたような大変、原木丸太の低迷の長い期間の情勢の厳しさが続く中で、森林の持つ公益的機能の一層の発揮を目指して、針葉樹、広葉樹の混交林の施業や複層林の施業などを、多様な森林づくりを目指す方向にシフトをすとして、今までの契約期間が80年に変更されつつあるところでございます。

川上の筒淵河内の103ヘクタール、それから火打石彦山の32ヘクタール、小川の西山の18ヘクタールには林道や作業道及び林内の作業道路を、今、整備をしている最中でございます。また、搬出の間伐を行って、どれだけでも契約の分収率においた100カ年契約でございますけれども、そういった形の見直しもある中で、契約の分収率に応じた収入を見込んでまいりたいと、今後思っています。ちなみに、去年はちらっとでございますが、少しそういう収益が出たということでございますが、非常にこれは材積云々という議員さんのおっしゃるような見込みをしても、到底、非常に森とまちが頑張ろう、しないとほんまに同じ計画を立てても水の泡の水泡に帰すんじゃないかという思いもございますので、これから努力して頑張っ、この市場線に乗って、そういった分収林の非常に効率化も収益化も図っていききたいと、このように思っております。

また、この林道の鶴ヶ坂線でございます。中之郷のほうのシャクシ町有林を通過する林道でございます。まだ私も、その中全体を歩いたことございませんので偉そうなことは申し上げられませんが、この町有林の中での最も樹齢が古く100年生の杉の木が存在しているということでございます。また、この小川郷と内城田地区の分水嶺沿い山道だとか、徒歩で超えた時代の鶴ヶ坂線の峠道、それから、そこには行者の石像などが存在していると聞いておりますので、こういったことを含めて、これらを活用した、いわゆる原木丸太だけではなくして、生活の環境に向けて利用を、今後、この鶴ヶ坂線ができ上がってくる段階の中で、どういうふうに、その施策も進めていかなければならないという気持ちでおります。

また、この今の私の言います、この地点への工事の到達が、恐らく今から二、三年後ぐらいに、そこにかかるんじゃないかと、非常にカーブが多いところですけども、

いい出土のあるところがございますので、こういう資産の活用には町にとってはプラスになっていくんじゃないかと思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

それから、エの「人と森をつなぐ楽しさ」の仕掛けということで、つながりについての創意をという質問でございます。

「WOOD JOB」という映画、非常に話題になりまして、またその放映で全国の多くの方々に感動を与えておりまして、林業の課題の現状を捉えた映画であるなということも聞いておりますが、行こう行こうと思いつながら、残念ながらスケジュールの関係で、私はもう鑑賞のタイミングを外して、後悔していますけど、またいずれかの形で上映があるんじゃないかと思っていますので、ぜひ見てみたい映画でございます。

その映画を参考にして、登議員さんのおっしゃる中での質問でございますが、当町におきましても、全国的傾向で林業に対する担い手が徐々にでありますけどもふえているということで、非常にうれしく思っておりますけども、この当町でも若者の林業への参画につきましては、近年の緊急雇用政策や高性能林業機械の普及というのもありまして、いせしまの森林組合でも、全職員の23名中の最も若い二十歳の職員を含めて、平均年齢が42歳ぐらいまで若返っておりますので。

また、地元の南伊勢高校の度会校舎の卒業生もここに含まれて頑張っております。地域内の雇用もあって、その点につきましては、わずかではございますが、大変うれしく、力強く思っています。

一方で、一番もとの足元の町内の林家の実態はと申しますと、自己所有林の所在すら、どこにあるのかなという、引き継がれておらんような状況があるようにも、これも認識をしております。

課題としましては、こういうまず「40歳代、50歳代の林家のやはり担い手になるべく世代の方が、自己の財産の継承を確実に行ってもらうこと。」その上で、「先人が植林をして下刈りをしながら、育成をしてきました杉、ヒノキの人工林の必要性を理解してもらうこと」というのが、この度会町にとっては林業の一番喫緊の課題で、その次につながるスタートであるのではないかと理解をしておりますので、役場の先ほどいろんなソフト事業、あるいは、他町もモデル事業とか、いろんなのございましたんですけども、そんな中で、決して、自己の力だけでなくして、役場主導型ということではなくして、CRSも、企業の社会貢献というようなことも、非常に必要なんですけども、できたら、今後はそういう林家の皆さん方とともに、役場主導、企業の社会貢献にかかわらず他町が行っているような一つの仕掛けがうまくできて、入り口が突破ができればという思いで、今後、こつこつとそういうことを考えながら検討していきたいと思っております。担当課のほうでも、これからそういうことも目指して頑張りたいと思っておりますので、御理解をお

願いをしたいと思います。

それから、「山の日」の制定の好機としてでございますが、祝日としての山の日の制定、地域支援遺産区域法の成立を好機とした御提案をいただきました。

国内では富士山が第1号ということで、日本を代表する世界の山でございますが、第1号で入域料を徴収をされたらと、そして山を保存するとのことでございます。度会町につきましても富士山が第1号ではございますが、先ほどの林道の鶴ヶ坂線の開設に伴った御指摘の中之郷シヤクシ町有林の活用をしていく。生活環境林等を、それから、また現在進行中でございますエコパワーさんのところで、風力発電事業が行われようとしておりますが、そこでも路網の整備、あるいは眺望施設等の設置によって、度会町に活力、自然環境の保全というものをしっかり留意をしながら、一体的な交流、魅力のあることを、これから図って考えていきたいと、このように思っています。富士山の入山料もいいんですけども、一度、山林火災がございましたときに、ロッククライマーがひょっとしたら、投げ捨てのたばこが原因やないかというようなことを言われましたので、度会町の中へ入山されたら、度会町の山は財産ですので、そういう入山料とか、規制してはどうかというようなお声もいただいておりますので、それも含めまして、これからそういったことも検討もしていかなければならないのかなという思いでおりますので、御理解をいただきたいと思っております。

以上、ちょっと的が外れたところもあろうかと思いますが、質問にお答えをさせていただきます。

○議長（中村 忠彦） 登議員。

○3番（登 喜三雄） ありがとうございます。

広大な度会町の森林施策でございます。私も長原水源の奥に、猫の額ほどの山林を所有しております。30年ほど前に足を踏み入れたきりでございます。私の小さな山の隣に大きな山があるんですけども、その所有者が代わったとも聞きましたが、誰に代わったかも存じ上げておりません。このように私のように管理の手を入れないもの、また所有権を手放す人などは、今後も増えていくことと思います。公有林化を視野に入れた水道・水源林の保全について、御質問をさせていただきましたんですけども、その点、ちょっとお答えが漏れていたのではないかなと思いますので、この「みえ森と緑の県民税」につきましても、その市町村が取り組む事例といたしまして、水源林等の公有化、住民の暮らしに欠かせない水道の水源となる森林を市町村有林化し、将来にわたって市町村が管理することにも使ってくださいよというようなパンフレットでございます。このことについて、町は公有化していく、町有林化していく考えはないのかということについて、1点だけ最後お答えをいただきたいと思っております。

山は宝物でございます。人々が眠っている間も年輪を刻み、炭素をブロックし、地球温暖化の防止に働いています。どうか、長期的な展望を持って度会町の森林施策を体系づけていただくようお願いするところでございます。町長さん申しわけない、1点だけ、公有林化についてお答えをいただきたいと思います。

○議長（中村 忠彦） 中村町長。

○町長（中村 順一） 先ほどの登さんの質問では、それはちょっと伝わらなかったんですけども、今そういう形で将来を見据えたということでございますけれども。ぜひとも、登議員さんの自分の所有地をしっかりと確認をしていただくということ。特に、私が言いましたのはそこに原点があるというのは、先ほどスタートが喫緊の課題だと言いましたのは、度会町の中でもせつかく先人から財産を守りながら受け継いでやっている林産家の方々が、まだ多くございます。そういった個人の所有の方も、しっかりと自分の財産をもう一回見据えて、おれは仕事は違うんだから、担い手やないんやということが、ここの意識からまず変えないと、私は難しいと思っています。将来にわたって、そういうのがふえるんやないかという仮定でございますので、そこについてのふれあいというのは、私も残された期間が短いので、そこまでのところまでは、よう考えがつかないところでございますが、将来そういう公有林化にしていくという必要性は当然、荒れてきたらそのまま荒廢地に放っておくかといえば、行政の対応としては、そういうことも可能となっていくんではないかと思えます。しかしながら、当町において、そういう今300ヘクタールある町有林でも、相当な行政であるやに結構、進めてはおりますけども、大変な中で、もう一つふやして、すぐにそれを私有林と、自分も個人の話で共有化、あるいは私有していた問題が解決するのやないというのが、私個人の考え方でございますので、可能性はあるとしても、今の時点ではまだまだ先ほど言われた「みえ森と緑の県民税」がそこにまで及ぶかどうか、及ぶことになれば、この制度はすばらしい制度になると思えますが、私自身は、まだこの制度に対してはありがたい評価はしておりますけども、完全な評価まで至っておりませんので、しかし、利用して活用しなさいよということでございますので、しっかりと知恵で創意と工夫をしてやっていきたいというのが現状でございますので、答えとしてはこれぐらいの程度で、公有林に対してはお願いしたいと思えます。

以上でございます。

○議長（中村 忠彦） 登議員。

○3番（登 喜三雄） 水道・水源を守っていくためには、私はやはり公有林化も視野に入れた施策が、今後大切になってくるんではないかなと思えます。何といたしましても、度会町に誇るのは真水でございます。この生きる源の水を守るためにも、どうぞよい知恵を出していただきたいと思えます。

山の質問は、これぐらいにいたしまして、それでは2点目の質問に移らさせていただきます。

構想中の「道の駅」に関しまして、候補地における農振農用地の除外に関する法的解釈と今後の政治決断について、お伺いをさせていただきます。

農業振興地域の整備に関する法律では、「市町村の定める農業振興地域整備計画は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想に則するものでなければならない」と定めております。構想中の「道の駅候補地」の農用地区域の除外に係る変更についても同じ考え方に立つ必要があるものと思われま。同時に、現行の第6次度会町総合計画・基本構想には「道の駅建設構想」が明示されていないと解します。この法的解釈について、御所見をお尋ねいたします。

次に、平成25年度から平成26年度を通して800万円ほどの「道の駅関連予算」を投入しながら、やがて町長は、建設コストは無論、ランニングコスト、物産施設の体制整理、バザールわたらいとの競合、指定管理のあり方などについて、確かな展望を示されるとともに、いよいよ「道の駅」を進めるのかどうかの政治姿勢を明らかにされると思います。その決断の時期についてもお聞かせいただきたいと思。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（中村 忠彦） 中村町長。

○町長（中村 順一） ただいまの登議員さんの「道の駅」に関しての質問は二つかなと思っておりますので、一つ一つお答えをさせていただきます。

まず、「道の駅」に関しましても候補地における農振農用地の除外に関する法的解釈ということでございますが、御指摘のとおり農業振興地域の整備に関する法律第10条第2項では「市町村の定める農業振興地域整備計画は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想に即するものでなければならない。」とこのようになっております。ここでいう基本構想というのは、当町におきましては「度会町総合計画における基本構想」とであると、私は解釈をしております。明示されていないかという御指摘がございました。

それから、総合計画における基本構想は、地方自治法の改正ということによりまして、地方自治法上は議決事件ではなくなりましたが、度会町は独自に条例で、総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想の策定については、議決事件としたところでございます。

この地方自治法の適用を受けていたときでも、議決すべき、この基本構想というものの中身と構成に関しては、特段の定めはございませんでした。

以前の第5次度会町総合計画におきましては、特に重点的に取り組むべきもので、他の施策の先導役となる、リード役となるものを、重点プロジェクトとして位置づけておりましたが、今度の第6次総合計画につきましては、個別の事業を特に取り

出す、いわゆるポジティブリストのような形態とはしておりません。私自身の思いもありますけども、国と県の流れ、高度経済のようにたくさん財源があって、いろんな状況の中で、やはり税金を大切に使うということでも慎重に、やはり一つの事業をとり上げた。時のやはり権力者、時の施行者が具体的な策ができるような形で、大きな意味で包んだ分野をわけてポジティブリストに形成をした総合計画の構成となっていると思います。

また、この第6次総合計画につきましては、私のときでございますが、平成23年からで、もう間もなく5カ年を、早いもので過ぎようとしております。前期のほう。そして、そのときに町民の皆さんのアンケート、それから、まちづくり委員会など、町民の方々の御意見も十分に拝聴をしながら、度会町総合計画審議会へも諮問をした後に、町議会に上程をしてやっておりますので、この総合計画の重要性というのは、非常に十分、大事なものだ、私も認識をいたしております。

ですので、この第6次総合計画の基本構想に掲げるまちの将来像を実現すべく、一年半前の平成25年3月議会において、担当室長が答弁させていただいたとおり、道の駅に求められる機能を整備することで、総合計画の基本目標5の1「地場産業の振興」、それと目標6の2の「地域間、国際交流の推進」、もう一つ、また目標6の1にも同じような関連だと、私は解釈しておりますが、これを煮詰められるところから、総合計画に基づいて、道の駅の構想を、基本的に発想を持ってきているような形だと御理解をいただきたいと思います。

なお、昨年策定しました道の駅の構想案につきましては、その基本コンセプトを上位計画である「第6次総合計画基本構想におけるまちづくりの基本理念」をもとに設定をしておりますし、また、総合計画審議会からの答申がございました6次産業化への取り組みとしても、地域の活性化としての広がりを見せてもらいたいという意味での道の駅の検討をしているところでございます。

よって、法的には何らこの進めるに当たっても問題はないと解釈をしております。

また、総合計画は、首長と議会の双方の意思が合致するものであって、どちらか一方の意思だけが決定、修正できるものではありませんし、事業の実施に当たっては、予算措置が必要ですので、予算の議決がない場合は、実現には至らないと思っております。このために、道の駅構想につきましては、皆さん方の意見をしっかりと聞き、事業の調査を適切に行って評価をしながら、慎重にまず進めていくということにしておりますので、どうか御理解をいただきたいと思います。

次に、登議員さんから、もう一つの「道の駅関連の予算」としての一定の予算額を計上しながら云々との御指摘がございましたが、この件につきましては、町の行う、どんな事業でも、まずは、計画の策定や調査研究等が必要であろうと考えます。どれだけ頭の中で考えても、前には進めていけませんし、まずは、勇気をもって、

何らかの行動を示すことが大切だと考えます。

そんな考え方で、発想でどんな事業でも、推進をしても途中で挫折してしまったり、白紙に戻ってしまうこともありますし、成就をするというのは、そんなに容易なものではないと思っておりますので、どうか議員さんの広い包容力をもって、この点を、御理解をいただきたいと思っております。

また、「道の駅構想」につきましては、今まで、私が3回実現をさせていただきました「ふれあいトーク」の中で、多くの住民の方々から御意見をいただき、国や県の政治の流れを見きわめながら、推進していきたいという結論に至っております。そして、道の駅の建設に対する町の基本的なスタンスは重複をしますが、やはり冷静かつ慎重に一步一步推進していくこととしております。道の駅構想をまず立てることが第1の目標であり、現状では町にとりましては、活性化につなげていきたいビッグプロジェクトであり、実現には多くの課題をまだまだクリアしていかなければならない。そんなに簡単にできるものではないと、私自身が認識をしております。

したがって、まず、平成26年度は、道の駅の構想に必要な調査と情報の収集等に全力を挙げて、しっかりと道の駅の構想案をまとめ上げたいということで、各課に年度はじめに指示をしております。どこまで役場の職員がふえていただけるかも非常に期待をしております。私一人では動くというてもなかなか道の駅はできませんので、そういった意味では、まず、構想案を平成26年度にしっかりとまとめ上げたいと、このように思っております。

それから、登議員さんの「道の駅」の構想に対しての政治姿勢を明らかにすることの必要は十分承知しておりますが、今9月のこの上半期で、その決断の時期が今かということになりますと、現時点では、決断の時期であるとは考えておりません。ある程度、しっかりと構想を立てた上でのところがそういったことになるんじゃないかと思っております。今後、この行政年度内におきまして、道の駅だけでなくして予算執行の各々の事業につきましても同様に、職員とともに一丸となって努力し、柔軟に、取り組んでいく所存でおります。私自身がその時期がきたということに判断しましたら、その内容をまた皆さんにお話を申し上げたいと思っております。

今後とも、登議員さんをはじめ議員の皆様方におかれましては、住民サービスの向上と町の活性化のために、今後も引き続き御尽力と御協力を御支援をお願いをいたしまして、私の答弁とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（中村 忠彦） 登議員。

○3番（登 喜三雄） ありがとうございます。

自治法が改正されまして、当時の自治法では総合計画を樹立しなければならない。

樹立したら議会の議決を求めなければならないと、二本立ての規定があったわけなんですけれども、改正によりまして、こしらえたら議決が必要になりますよと。そのこしらえるという部分がなくなってしまうておりました。また、今、町長さん言われましたように、第6次総合計画では地場産業の推進とか、それから観光の振興とか、そういったことが記述されていると、審議会等でもそういうことを望むというような答申をいただいている旨、お答えをいただきました。これは一般論として、どうしても5年計画、10年計画におきましては、当然、地場産業の振興は必要ですし、度会町に見合ったような観光の振興策も必要になってくると、そのような記述がなされていると。つくり方が変わった、総合計画のつくり方が変わったということで、個々具体的なものを絞ったようなプロジェクトの記述はなくなったつくり方になっているというようなお話でございました。それをもちまして、私は第6次総合計画に「道の駅」の記述がなされているものとは、私自身は解しておりません。そのことを、やはり解釈の相違があるかと思えますけれども、私はそのように解しております。

それと同時に、私は三重県の町村会が行う研修の場で、某大学教授の解説によりまして、以前から持っていた疑問、これに対して、目からうろこが落ちるように思いました。今も申し上げましたように、地方自治法の改正時になぜ、条例規定に総合計画の策定業務がなくなってしまったのか。この疑問が解けました。今も少し議論をさせていただきました、農振法とか、都市計画法などの個別法において、総合計画上にその策定義務が生じるとの解釈をいただいたところでした。私も今日までの道の駅に関する調査・研究、今年度も引き続いて行われております。この成果につきましては、真摯に評価をさせていただいた上で、心配をしているのです。私が疑問を投げかけましたのは、このまま検討を重ね、国への申請、実行予算の作成へと進み、このとき議会に議決を求めることとなることになりまして、現実的にいろいろと経費の無駄になる場合もあることを心配するからでございます。実行予算の編成に至る前に、何らかの手法を選択されまして、議会制民主主義の民意を問う政治判断に期待するものでございます。町長さんからは時期尚早とのお答えをいただきましたけれども、心配をしております。どうぞ、私の心配をくみ取っていただきまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（中村 忠彦） 以上で、登喜三雄議員の質問を終わります。

続きまして、10番 福井秀治議員。

《10番 福井 秀治 議員》

○10番（福井 秀治） 10番議員の福井秀治でございます。

ただいま議長よりお許しをいただきましたので、通告させていただいております二つの件につきまして、町長と教育長にそれぞれ質問をさせていただきます。

まずは、町の施設への不審者侵入の防止についてでございます。

今年の夏も深夜におきまして不審者が、遊水プール鏡に乱入し奇声を発して騒ぎ立てるといった事件がありました。これが何回もあるわけでありますから、付近の住民の方々にとりましては、睡眠を妨げられることからイライラ、ストレスがたまり、それはもう迷惑千萬、迷惑至極というものであります。何回目かにたまりかねた住民の一人が、決死の思い覚悟で直接談判して追っ払っていただいたことがありましたが、これはまかり間違えば命の危険と隣り合わせということも考えられることから、何とかしていただきたいということで、プール鏡の管理者であります役場に相談をいたしましたところ、役場の対処方法は不審者が出没したら住民から役場の職員に連絡し、その後、職員から警察に連絡を取り、警察官に不審者を排除してもらうというものでした。ずっと聞いておりますと、よい解決法のように聞こえますが、対応がおくれれば、不審者がいなくなってから警察官が到着するというにもなりかねないと思います。住民の迷惑には余り配慮せず、金もかかわらず、後ろ向きの体制方法とはいえないでしょうか。不審者が侵入してくる場所はほぼ確定できておりますので、そこをしっかりと改修するか、またもしくは、美化センターのような頑丈な柵を設け、さらに大きな忍び返しをつけるような、絶対に侵入できないような仕組みにするべきだと思います。

そして、不審者侵入の問題として、6月の中旬には、深夜度会中学校の校舎内に侵入し、投石して窓ガラスを割るといった事件がありました。今回の9月定例会の補正において、防犯カメラ設置の予算が上げられております。度会中学校の場合は、物理的な侵入防止柵は無理だと思いますし、防犯カメラの設置は大いなる抑止力になるものと思います。

また、町では現在、水道の統合整備作業が展開され、一番大きな山場となる東部水源地の電気計装設備の工事、そして役場北側での浄水場の新設と、浄水するためのまとまった装置の設置工事などが進まれてきております。ほかの簡易水道にも取水場、浄水場があります。これらは全てに不審者の侵入を防止柵はしっかりととられ、万全なものといえるのでしょうか。人間だけではなく、鹿、サル、イノシシなどの侵入も考えねばなりません。最悪の場合、町民の命、健康につながる可能性もある大きな問題です。町長の思い、考えをお聞かせください。

○議長（中村 忠彦） 中村町長。

○町長（中村 順一） ただいまの福井議員さんの質問にお答えをしたいと思います。

町の施設への不審者の侵入の防止ということでございます。

まず、福井議員さんがおっしゃったとおり、この夏、遊水プール、大変盛況でございましたけども、後半ちょっと落ち込んだような入場者数でございました。そういった非常に人のたくさん利用していただくプールにおきまして、深夜、不法侵入

者が四、五名おられて、非常に付近の住民の皆さんにも多大なる御迷惑をおかけしました。

また、付近の住民の方からの通報を受けて、「関係者以外進入禁止の看板」を、まず設置をして、それから、警察の協力のもとに、夜の巡回パトロールを実施していただいた結果、それ以降不法侵入者はあられませんでした。それまでに至る経過でございますが、後ろ向きの策ばかりではなかったという御指摘でございますが、決して後ろ向きの策ばかりではありませんでして、遊水プールは御存じのように、約42日間ぐらいで2万人、非常に入場者数の多い、町内外問わず利用者の多い施設でございます。その中で、やはり利用者の方々に迷惑もかけてもいけないしということで、特にそういう議員さんの御指摘の、そういう何々返しとか、フェンスを張って、あるいは擁壁を積む。こういったことも検討課題には上がっておりまして、これはもう決して、それを諦めたわけではございません。それを内部の中で検討をして、まずは、私が言いましたのは、自分たちで守って、防犯もお願いしますよという形の警察の方々の御指導もございましたが、これは夜中に大体、侵入されますので、先ほどの議員さんがおっしゃったように、民家の方が勇気を出されても、また何らかの間違ひがあってははいけませんので、やはりまず、これは強く私のほうからも担当課に指示をしまして、警察の方々にしっかりと、もう現れる時期がわかるとるんやから、とにかく何時から何時ぐらいまでは張ってくださいということをお願いして、張っていただいた結果が、二日ぐらいかかりましたけども、そういった結果にあらわれております。これで決して終わったとは思っておりません。プールがそのときは営業中でもございましたし、表立った、今、言われたような積極的な侵入措置というのはすぐにとれませんし、また被害としては、どのようなものかということになりますと、そんな極端な被害が、幸いにも出ておりませんでしたので、今後、このシーズンオフに、現在のこのプールの利用者の対応もかわらず、老朽化が非常に進んでおりますので、このシーズンオフにしっかりと施設の改修設計を立てるようという指示を、昨年、一昨年からも指示をしておりますので、そういった中のところで、これからの議員さんがおっしゃったような防護柵を、積極的に、どの程度、どのような内容で行うかというのが対処方法も、このシーズンオフに検討をして、来年に備えていきたいと、このように思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

次に、御心配をおかけしております、水道施設、水道全て西部・南部・東部、全てのところに関しての、この侵入者の防止対策ということでございますが、水道の施設の外周につきましては、議員さんのおっしゃったような忍び返しを設置し、門扉には、特殊なカギを設置するというような対策も講じております。

さらに、既に完成をしております、西部簡水、南部簡水には、防犯カメラを設置

しておりますし、また、現在建設中の東部簡易水道にも設置をする予定になっております。

このカメラでの撮影画像は、録画することはもちろん、役場において、リアルタイムで確認することができますし、カメラの方向を変えるなどの遠隔操作も可能となっております。

以上のような事項を情報発信することも、防犯対策の一つと考えますが、詳細につきましては、防犯上でございますので秘匿しておきたい部分がございますので、詳しくは申し上げられませんが、御理解をいただきたいと思っております。不審者の侵入防止対策は、万全とは言いませんけれども、そのような現状でございますので、今後も、またそういったこと、お気づきの点が、こういうことをやったらいいんじゃないかというのがございましたら、一つ御指導のほうをいただきますように、よろしく願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（中村 忠彦） 福井議員。

○10番（福井 秀治） ありがとうございます。

町民の方々が安心して暮らしていけるような、前向きな対策を今後ともよろしく願いいたします。

続きまして、学校給食について、教育長にお尋ねをいたします。

庁舎1階ロビーに町民の声箱というのが置いてありまして、町民の方々の意見や質問に対して、行政からの回答や説明が張り出されております。最近、それに給食についての意見が続いております。内容は味とか、調理された状態についてでありました。

親は昼食を食べていないわけでありまして、子供から何回となく聞かされ、また知り合いのほかの子供たちからの確認をとってからではないと意見を書いてこないと思っております。最近健康面から、全体に塩分を控えた薄味の傾向にあります。食材本来の味を生かすことや、だしをきかせて質の高い味を求めるといった流れと聞いております。

給食の場合、食育という大きな観点からの栄養バランス、カロリー等、しっかりと計算されて作られておりますが、完食しての計算であり、限りなく完食に近い方向へ向けて努力していただきたいと思っております。

また、学校へ配る前に毎日教育委員会の職員が検食といわれるそうですが、行われていると聞いておりますが、その方の意見や感じ方はいかがであったのか、お聞かせをしたいと思います。

それから、以前に異物混入について、他の地域では新聞で取り上げられるような案件が続いていたことから、度会町ではどうかとお尋ねいたしました。数の多さに

少し驚きを感じましたが、危険な異物混入はなく、調理前の食材で確認され、大事には至らなかったとの答弁をいただきました。以前に比べて、さらにチェックは厳しくなっていると思いますが、民営化後、最近の状況はどうでしょうか。

そして、消費税の増税、天候不順、生産コストの膨らみ等、食材の値上がりが大変大きく、先月での葉物野菜の異常な高騰、今でもキュウリなどがすごく高いようですが、食材を仕入れる予算が逼迫する中で、値段が安く安定している食材に切りかえておられるものと思います。しかし、このような食材の工夫にも限界があり、バランスのとれた献立作成ができないのではないかと危惧するものであります。実は伊勢市では、このような理由でもって、この9月より月額100円の値上げをされており、度会町は給食の民営化によって、運営費が軽減されておりますことから、安易に保護者に負担を求めることなく、子育て支援の趣旨を踏まえ、町からの支援を検討していただき、給食の質を高めてほしいと願うものであります。御答弁よろしくお願いたします。

○議長（中村 忠彦） 藤田教育長。

○教育委員会教育長（藤田 心作） ただいま福井議員さんから御質問いただきました学校給食について、お答えをいたします。

福井議員さん御指摘のとおり、「町民の声箱」に給食についての御意見を、2回頂戴いたしております。

いずれも無記名の御意見でしたが、その内容は「給食がまずくなった。前のほうがよかった。」というもので第1回でございまして、その返答といたしまして、「学校教育の一環として、食材本来の味を味わってもらえるよう薄味になっていることが多く、しっかりだしを取って手づくりの給食になるように努力をしています。」というふうに掲示板に回答を貼付させていただきました。2回目は、この回答をごらんになっての御意見で「薄味でまずいのではなく、焦げた味、ドロドロ、べちゃべちゃでまずい」との具体的な御意見をいただきました。その返答といたしまして、「本年度から栄養教諭、調理員の一部が新しくなりまして、不慣れな部分等から昨年度より給食のでき上がりに相違が生じているものと思われ、今後は児童生徒が楽しんで残さず食べられる給食を提供していきたい。」というふうに回答を掲示板に貼付いたしたところでございます。

学校給食は、短時間のうちに大量の調理を行う必要がございまして、焦げにつきましては、十分な加熱を行う必要から、水分の少ないものでは焦げが生じる場合があると思われ、また、「ドロドロ、べちゃべちゃ」については、カップに入れて料理することが多く、その調理はスチームオーブンを使用して加熱することから、蒸気由来の水気が抜けきらない場合が考えられます。いただいた御意見は、直ちに栄養教諭と調理を委託いたしております株式会社トモの担当者に伝達し、調理に当

たり十分注意を行い、おいしく食べてもらえる給食を提供するよう指示をいたしたところでございます。

学校給食におけます異物混入につきましては、平成25年度に23件発生しております。また、今年度、平成26年度は、4月から7月までの4カ月間に5件発生しておりますが、危険な異物混入はなく、部分的な食材使用停止にとどまっております。

給食センターでは、異物混入時の緊急対応マニュアルを定めておりまして、マニュアルに従い当該事案ごとに対応をいたしております。

食材への異物混入が大多数を占めておりまして、その都度、直ちに食材提供業者に連絡をいたしまして、調査を実施させ、結果を報告させています。

食材の値上がりや消費税の増税にかかる給食費につきましては、値の高い野菜を比較的安価で栄養価の保てるほかの野菜に変更したり、フルーツの回数を減らすなど、経費の抑制に努めていますが、それでも本年度は、昨年度と比較しますと、月額で10万円ほど増加いたしております。給食費は、平成25年度に引き上げを行いまして、小学校低学年で3,900円を4,100円に200円の値上げをさせていただきまして、その時点で、半額を町費補助をするということでございます。小学校高学年では4,000円を4,300円に、中学校で4,500円を4,800円に、とさせていただきました。さらに消費税の引き上げがございまして、平成26年度から町補助金をそれぞれ150円引き上げていただきまして、現在の総額の給食費は、小学校低学年で月額4,250円、これは町補助を含んだ金額でございます。高学年で4,450円、中学校で4,950円となっております。

今後、さらに食材の高騰や消費税の再増税が来年度は予定をされておきまして、給食費も引き上げをせざるを得ない見込みでございますが、福井議員さんからの御意見のように、町費補助で対応していただければ、教育委員会といたしましては非常にありがたいお話でございます。教育委員会といたしましては、学校給食の質の低下を招かないよう努力してまいり所存でございますので、平成27年度の消費税引き上げ等に伴います、学校給食費の保護者負担の増額を行うことなく、学校給食業務を実施していけるよう、町当局の財政支援の拡大を、議会議員の皆様方の御協力、御支援によりまして、実現をしていただきますようお願いをいたしまして、私の答弁とさせていただきます。

○議長（中村 忠彦） 福井議員。

○10番（福井 秀治） どうも答弁ありがとうございました。

先日の産経新聞、学校の給食の悩みと問題についてということで、そのことが大阪市をはじめ全国的に広がっている旨の掲載がなされておりました。食べ残しを少なくするために、いろいろ努力されておりますが、味の評価は好き嫌いの側面が大きく、子供たちの味覚については、少しぜいたく過ぎるのではないかと指摘もあり、

大阪市の橋下市長も、「毎日おいしいと言われる給食にしなきゃいけないのかなという思いがある」と漏らしたそうです。また、アメリカでは子供の肥満が深刻なため、ミッシェルオバマ大統領夫人の肝入りでもって、カロリーや栄養バランスに厳格な基準を適用した健康的な給食を出したそうですが、子供からおいしくないと不満が続出し、おかずを捨てるという騒動があったそうです。子供の食育に詳しい、ある大学教授は、健康的なことはもちろん大事だが、食べ物はおいしいことも大切であり、味を改善していきながら、子供たちにいかに給食に手間がかかっているかも伝え、感謝の気持ちを育むことを教えようと話しておられたそうでもあります。

それから、少し話題が変わるんですが、新潟県三条市では、今年12月から4か月間学校給食に牛乳を提供しないと決めたそうです。地元産のコシヒカリだけを主食とした完全米飯給食で、おかずも和食中心ということで、御飯と牛乳は合わないという理由でもって、飲み残しがふえる冬を限定としたそうです。子供の成長への影響を心配する声もあり、賛否がわかれておるそうでもあります。カルシウムを補うため、煮干しのふりかけや魚、肉、豆腐などをふやす工夫をされるそうですが、一般的な考えでもってすれば、牛乳は続けるべきであると思います。教育長の見解を一つお聞きしたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（中村 忠彦） 藤田教育長。

○教育委員会教育長（藤田 心作） ただいま福井議員さんからの御質問でございますが、確かに食べ残し問題も、度会町の給食センターにおいても発生しております。今年度から、新たな栄養教諭が赴任いたしまして、体制も若干変更になっております。その中で、今年度から残量調査を行うようにという指示を出してございまして、今後どのような結果が出るか、私どもも一つ参考に、今後の参考にしていきたいというふうに考えております。

それから、どうしても学校給食につきましては、1食当たりの単価計算にいたしますと、中学生であっても1食300円以下というような単価の中で調理をさせていただいております。どうしても、栄養バランスとか、カロリーのバランスというものが重視されまして、味のほうは二の次になるということが、まああるかと思いますが、できるだけ完食ができるような工夫をいたしまして、今後も努力をしていきたいというふうに考えております。

それから、牛乳の問題でございますけど、度会町では毎食牛乳を提供いたしております。週5回、5日給食を提供するわけでございますが、このうち週4日が米飯給食、1回がパン給食というふうになってございまして、確かに米飯に牛乳は合わないという意見もあろうかと思っておりますけども、福井議員さんもおっしゃられるように、カルシウムの吸収というものにつきましては、牛乳が一番人体に吸収されやすいというような話も聞いてございまして、食育の関係から牛乳は欠かせないものというふ

うに考えておりまして、私どもも今後も米飯給食の時点におきましても、牛乳は提供してまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

○議長（中村 忠彦） 福井議員。

○10番（福井 秀治） どうもありがとうございました。

安心で安全で、また食べ残しの少ない、質の高い給食を目指していただきますようお願いを申し上げまして、私の一般質問をこれで終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（中村 忠彦） 以上で、福井秀治議員の質疑を終わります。

これをもちまして、一般質問は終わります。

暫時、休憩をいたします。

(10時29分休憩)

(10時43分再開)

○議長（中村 忠彦） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎各常任委員長 審査結果報告、質疑

日程第2 各常任委員会に付託いたしました議案の審査結果について、各常任委員長より報告を求めます。

予算決算常任委員長 芝山 延男議員。

○予算決算常任委員長（芝山 延男） 報告いたします。

予算決算常任委員会に付託されました、議案第32号 平成26年度度会町一般会計補正予算（第3号）、議案第38号 平成25年度度会町一般会計歳入歳出決算の認定について、以上2議案について、関係課長、課長補佐、係長の出席を求め、慎重審議の結果、議案第32号については原案どおり可決すべきものと決し、議案第38号の決算関係については認定すべきものと決しましたので、報告いたします。

また、報告第6号 平成25年度度会町財政健全化判断比率についての報告は担当課からの説明を報告を受けました。

以上で、報告を終わります。

○議長（中村 忠彦） ただいまの予算決算常任委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の発声あり)

○議長（中村 忠彦） 質疑なしと認めます。

予算決算常任委員長報告に対する質疑を打ち切ります。

続きまして、総務教育常任委員長より報告を求めます。

総務教育常任委員長 牧 幸作議員。

○総務教育常任委員長（牧 幸作） 報告いたします。

総務教育常任委員会に付託されました、議案第33号 平成26年度度会町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、議案第36号 平成26年度度会町郡指導主事共同設置事業特別会計補正予算（第1号）、議案第37号 平成26年度度会町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、議案第39号 平成25年度度会町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第43号 平成25年度度会町郡指導主事共同設置事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第44号 平成25年度度会町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第45号 度会町放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例について、議案第49号 度会町立学校給食センター設置条例の一部を改正する条例について、議案第50号 度会町職員定数条例の一部を改正する条例について、議案第51号 度会町福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について、以上10議案について、関係課長、課長補佐、係長の出席を求め、慎重審議の結果、議案第33号ほか6議案については、原案どおり可決、また議案第39号ほか2議案の決算関係については、認定すべきものと決しました。

また、請願第1号 義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を求める請願、請願第2号 「教職員定数改善計画」の着実な実施と教育予算拡充を求める請願、請願第3号 保護者負担の軽減と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める請願、請願第4号 防災対策の見直しをはじめとした総合的な学校安全対策の充実を求める請願、以上、請願4件について、慎重審議の結果、いずれの請願も採択すべきものと決しましたので、御報告をいたします。

以上で、報告を終わります。

○議長（中村 忠彦） ただいまの総務教育常任委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の発声あり）

○議長（中村 忠彦） 質疑なしと認めます。

総務教育常任委員長報告に対する質疑を打ち切ります。

続きまして、産業福祉常任委員長より報告を求めます。

産業福祉常任委員長 濱岡裕之議員。

○産業福祉常任委員長（濱岡 裕之） 報告いたします。

産業福祉常任委員会に付託されました、議案第34号 平成26年度度会町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）、議案第35号 平成26年度度会町介護保険特別会計補正予算（第2号）、議案第40号 平成25年度度会町簡易水道事業特別会計歳入歳出の認定について、議案第41号 平成25年度度会町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第42号 平成25年度度会町介護保険特別会

計歳入歳出決算の認定について、議案第46号 度会町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例について、議案第47号 度会町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を求める条例について、議案第48号 度会町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例について、議案第52号 度会町営住宅管理条例の一部を改正する条例について、以上9議案について、関係課長、課長補佐、係長の出席を求め慎重審議の結果、議案第34号ほか5議案は原案どおり可決すべきものと決し、議案第40号ほか2議案の決算関係については認定すべきものと決しましたので、報告いたします。

また、請願第5号 手話言語法（仮称）制定を求める意見書の提出を求める請願について、慎重審議の結果、採択すべきものと決しましたので、報告いたします。

以上で、報告を終わります。

○議長（中村 忠彦） ただいまの産業福祉常任委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の発声あり）

○議長（中村 忠彦） 質疑なしと認めます。

産業福祉常任委員長報告に対する質疑を打ち切ります。

各常任委員長報告は、お手元に配付いたしました委員会審査報告書のとおり、いずれも原案可決であり、また決算関係につきましても、いずれも認定であります。

これで常任委員長報告を終わります。

◎討論（議案第32号～議案第52号）

日程第3 これより討論を行います。

お手元に配付いたしております提出議案書のとおり、議案第32号から議案第52号についてを議題とし、討論を行います。各議案に対する討論の通告はありません。

よって、討論なしと認め、議案第32号から議案第52号までの討論を打ち切りたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の発声あり）

○議長（中村 忠彦） 異議なしと認めます。

これで討論を終わります。

◎採決（議案第32号～議案第52号、請願第1号～請願第5号）

日程第4 これよりお手元に配付いたしております提出議案書のとおり、議案第32号から議案第52号についてを採決いたします。

議案第32号 平成26年度度会町一般会計補正予算（第3号）に対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(中村 忠彦) 賛成全員であります。

よって議案第32号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第33号 平成26年度度会町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)に対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(中村 忠彦) 賛成全員であります。

よって議案第33号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第34号 平成26年度度会町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)に対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(中村 忠彦) 賛成全員であります。

よって議案第34号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第35号 平成26年度度会町介護保険特別会計補正予算(第2号)に対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(中村 忠彦) 賛成全員であります。

よって議案第35号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第36号 平成26年度度会町郡指導主事共同設置事業特別会計補正予算(第1号)に対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(中村 忠彦) 賛成全員であります。

よって議案第36号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第37号 平成26年度度会町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)に対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(中村 忠彦) 賛成全員であります。

よって議案第37号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第38号 平成25年度度会町一般会計歳入歳出決算の認定についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(中村 忠彦) 賛成全員であります。

よって議案第38号は原案どおり認定されました。

続きまして、議案第39号 平成25年度度会町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(中村 忠彦) 賛成全員であります。

よって議案第39号は原案どおり認定されました。

続きまして、議案第40号 平成25年度度会町簡易水道事業特別会計歳入歳出の認定についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(中村 忠彦) 賛成全員であります。

よって議案第40号は原案どおり認定されました。

続きまして、議案第41号 平成25年度度会町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(中村 忠彦) 賛成全員であります。

よって議案第41号は原案どおり認定されました。

続きまして、議案第42号 平成25年度度会町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(中村 忠彦) 賛成全員であります。

よって議案第42号は原案どおり認定されました。

続きまして、議案第43号 平成25年度度会町郡指導主事共同設置事業特別会計歳入歳出決算の認定についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(中村 忠彦) 賛成全員であります。

よって議案第43号は原案どおり認定されました。

続きまして、議案第44号 平成25年度度会町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(中村 忠彦) 賛成全員であります。

よって議案第44号は原案どおり認定されました。

続きまして、議案第45号 度会町放置自転車の発生の防止及び適正な処理に関する条例についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(中村 忠彦) 賛成全員であります。

よって議案第45号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第46号 度会町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(中村 忠彦) 賛成全員であります。

よって議案第46号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第47号 度会町放課後児童健全育成事業の設置及び運営に関する基準を求める条例についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(中村 忠彦) 賛成全員であります。

よって議案第47号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第48号 度会町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(中村 忠彦) 賛成全員であります。

よって議案第48号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第49号 度会町立学校給食センター設置条例の一部を改正する条例についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(中村 忠彦) 賛成全員であります。

よって議案第49号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第50号 度会町職員定数条例の一部を改正する条例についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(中村 忠彦) 賛成全員であります。

よって議案第50号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第51号 度会町福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(中村 忠彦) 賛成全員であります。

よって議案第51号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第52号 度会町営住宅管理条例の一部を改正する条例についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(中村 忠彦) 賛成全員であります。

よって議案第52号は原案どおり可決されました。

以上、議案第32号から議案第52号の21議案は全て原案どおり可決、また決算関係については認定されました。

続きまして、請願受理番号第1号から第5号までの請願5件について討論を省略して、採決いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の発声あり)

○議長(中村 忠彦) 異議なしと認めます。

よって、採決いたします。

請願受理番号第1号から第5号までの請願5件に対する委員長報告は、それぞれ採択であります。

請願第1号 義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を求める請願に対し、委員長報告のとおり採択することに賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(中村 忠彦) 賛成全員であります。

よって請願第1号は採択することに決定いたしました。

続きまして、請願第2号 「教職員定数改善計画」の着実な実施と教育予算拡充を求める請願に対し、委員長報告のとおり採択することに賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(中村 忠彦) 賛成全員であります。

よって請願第2号は採択することに決定いたしました。

続きまして、請願第3号 保護者負担の軽減と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める請願に対し、委員長報告のとおり採択することに賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(中村 忠彦) 賛成全員であります。

よって請願第3号は採択することに決定いたしました。

続きまして、請願第4号 防災対策の見直しをはじめとした総合的な学校安全対策の充実を求める請願に対し、委員長報告のとおり採択することに賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(中村 忠彦) 賛成全員であります。

よって請願第4号は採択することに決定いたしました。

続きまして、請願第5号 手話言語法(仮称)制定を求める意見書の提出を求める請願に対し、委員長報告のとおり採択することに賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(中村 忠彦) 賛成全員であります。

よって請願第5号は採択することに決定いたしました。

以上、請願受理番号第1号から第5号までの請願5件については、全て採択することに決定いたしました。

暫時、休憩をいたします。

(11時03分休憩)

(11時11分再開)

○議長（中村 忠彦） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎議員提出議案の上程（発議第3号～発議第7号）

追加日程第1 お諮りをいたします。

本日、議員提出されました発議第3号「義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実」を求める意見書の提出について、発議第4号「『教職員定数改善計画』の着実な実施と教育予算拡充」を求める意見書の提出について、発議第5号「保護者負担の軽減と就学・修学支援にかかわる制度の拡充」を求める意見書の提出について、発議第6号「防災対策の見直しをはじめとした総合的な学校安全対策の充実」を求める意見書の提出について、発議第7号「手話言語法（仮称）制定」を求める意見書の提出について、以上、発議第3号から発議第7号までを日程に追加し、追加日程として議題にいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の発声あり）

○議長（中村 忠彦） 異議なしと認めます。

よって、発議第3号から発議第7号までを、日程に追加し、追加日程として議題とすることに決定いたしました。

◎提出理由の説明（発議第3号～発議第7号）

追加日程第2 発議第3号から発議第7号までを、議題といたします。

発議第3号、発議第4号、発議第5号及び発議第6号に対して、提出議員より提出理由の説明を求めます。

5番 牧幸作議員。

○5番（牧 幸作） 発議第3号

「義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実」を求める意見書の提出について地方自治法第99条の規定に基づく別紙意見書（案）を度会町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出する。

平成26年9月19日

度会町議会議長 中村忠彦様

提出者 度会町議会議員 牧幸作

賛成者 度会町議会議員 岡村広彦

賛成者 度会町議会議員 木本タエ子

賛成者 度会町議会議員 福井秀治

賛成者 度会町議会議員 中井利正

提出理由

義務教育費国庫負担制度は、「無償制」等、国が必要な財源を保障するとの趣旨で確立されたものです。

義務教育は全て国の責任において、未来を担う子供たちの「豊かな学び」を保障するために、その時々の方財政に影響されることのないよう、同制度の存続と更なる充実が求められます。

上記のような理由から、同制度の存続及び更なる充実を強く切望するものです。

よって、別紙意見書を関係機関に提出したい。

これが、この意見書を提出する理由である。

発議第4号

「『教職員定数改善計画』の着実な実施と教育予算拡充」を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定に基づく別紙意見書（案）を度会町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出する。

平成26年9月19日

度会町議会議長 中村忠彦様

提出者 度会町議会議員 牧幸作

賛成者 度会町議会議員 岡村広彦

賛成者 度会町議会議員 木本タエ子

賛成者 度会町議会議員 福井秀治

賛成者 度会町議会議員 中井利正

提出理由

三重県では、2003年度から小学校1年生の30人学級の実施を始め、他学年への弾力的な運用が実施されており、少人数学級が実施されている学校では、大きな成果を上げております。

一方、国においては、2014年度予算において、教職員定数については35人以下学級の拡充が措置されず、教育課題に対応するための定数改善も極めて不十分です。

山積する教育課題の解決をはかり、未来を担う子供たち一人ひとりを大切にしたい教育をすすめるためには、学級編制基準の更なる引き下げや、教育条件整備のための教育予算の拡充が必要です。

上記のような理由から、「教職員定数改善計画」の着実な実施と教育予算の拡充を強く切望するものです。

よって、別紙意見書を関係機関に提出したい。

これが、この意見書を提出する理由である。

発議第5号

「保護者負担の軽減と就学・修学支援にかかわる制度の拡充」を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定に基づく別紙意見書（案）を度会町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出する。

平成26年9月19日

度会町議会議長 中村忠彦様

提出者 度会町議会議員 牧幸作

賛成者 度会町議会議員 岡村広彦

賛成者 度会町議会議員 木本タエ子

賛成者 度会町議会議員 福井秀治

賛成者 度会町議会議員 中井利正

提出理由

近年の厳しい経済・雇用情勢は、子どもたちのくらしや学びに大きな影響を与えております。

このような中、「高校無償化」をはじめ、「奨学のための給付金」「就労支援の充実」等の施策が進められてきましたが、保護者の負担が十分に軽減されたわけではありません。入学料・教材費等の保護者負担は重く「学びたくても・学べない」という状況は依然として大きな課題です。

上記のような理由から、全ての子供たちの学ぶ機会を保障するため、保護者負担の軽減と就学・修学保障制度の拡充を強く切望するものです。

よって、別紙意見書を関係機関に提出したい。

これが、この意見書を提出する理由である。

発議第6号

「防災対策の見直しをはじめとした総合的な学校安全対策の充実」を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定に基づく別紙意見書（案）を度会町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出する。

平成26年9月19日

度会町議会議長 中村忠彦様

提出者 度会町議会議員 牧幸作

賛成者 度会町議会議員 岡村広彦

賛成者 度会町議会議員 木本タエ子

賛成者 度会町議会議員 福井秀治

賛成者 度会町議会議員 中井利正

提出理由

学校は、児童生徒をはじめ地域住民が活動する場であり地域の拠点となっております。また、災害時には避難場所となる等重要な役割を担っております。

子供たちの安全・安心の確保に向け、学校内外で子供の命や安全をどう守るか、総合的な学校安全対策を充実しなければなりません。

上記のような理由から、巨大地震等の災害を想定した防災対策の見直しをはじめ、総合的な学校安全対策の充実を進めることを強く切望するものです。

よって、別紙意見書を関係機関に提出したい。

これが、この意見書を提出する理由である。

以上です。

○議長（中村 忠彦） 続きまして、発議第7号に対して、提出議員より提出理由の説明を求めます。

4番濱岡裕之議員。

○4番（濱岡 裕之） 発議第7号

「手話言語法（仮称）制定」を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定に基づく別紙意見書（案）を度会町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出する。

平成26年9月19日

度会町議会議長 中村忠彦様

提出者 度会町議会議員 濱岡裕之

賛成者 度会町議会議員 登喜三雄

賛成者 度会町議会議員 舟瀬勝

賛成者 度会町議会議員 八木淳

賛成者 度会町議会議員 芝山延男

賛成者 度会町議会議員 中森慰

提出理由

手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子供たちが、手話を身につけ手話を言語として普及できる環境整備を目的とした「手話言語法（仮称）」を制定することを強く切望するものです。

よって、別紙意見書を関係機関に提出したい。

これが、この意見書を提出する理由である。

以上です。

○議長（中村 忠彦） 以上で、提出理由の説明は終わりました。

◎質疑、討論、採決（発議第3号～発議第7号）

追加日程第3 これより、お手元に配付いたしました発議第3号から発議第7号まで、以上、発議5件に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」の発声あり）

○議長（中村 忠彦） 質疑なしと認めます。

発議第3号、発議第4号、発議第5号、発議第6号、発議第7号に対する質疑を打ち切ります。

お諮りをいたします。

発議第3号から発議第7号までの発議5件について、討論を省略して採決をいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の発声あり）

○議長（中村 忠彦） 異議なしと認めます。

よって、採決いたします。

発議第3号 「義務教育費国庫負担制度の存続とさらなる充実」を求める意見書の提出についてに対し、賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（中村 忠彦） 賛成全員であります。

よって発議第3号については原案どおり可決されました。

続きまして、発議第4号 「教職員定数改善計画」の着実な実施と教育予算拡充を求める意見書の提出についてに対し、賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（中村 忠彦） 賛成全員であります。

よって発議第4号については原案どおり可決されました。

続きまして、発議第5号 「保護者負担の軽減と就学・修学支援にかかわる制度の拡充」を求める意見書の提出についてに対し、賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（中村 忠彦） 賛成全員であります。

よって発議第5号については原案どおり可決されました。

続きまして、発議第6号 「防災対策の見直しをはじめとした総合的な学校安全対策の充実」を求める意見書の提出についてに対し、賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（中村 忠彦） 賛成全員であります。

よって発議第6号については原案どおり可決されました。

続きまして、発議第7号「手話言語法（仮称）制定」を求める意見書の提出についてに対し、賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（中村 忠彦） 賛成全員であります。

よって発議第7号については原案どおり可決されました。

以上、発議第3号から発議第7号までの発議5件については、全て原案どおり可決されました。

暫時、休憩をいたします。

（11時25分休憩）

（11時26分再開）

○議長（中村 忠彦） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎議員派遣の件について

日程第5 議員派遣の件についてを、議題といたします。

お諮りをいたします。

議員の派遣を行いたいと思えます。

その目的、場所、期間等については、お手元に配付いたしましたとおりといたしたいと思えますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の発声あり）

○議長（中村 忠彦） 異議なしと認めます。

なお、この件につきまして、その内容に変更が生じた場合の取り扱いについては、議長に一任願いたいと思えますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の発声あり）

○議長（中村 忠彦） 異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件については、決定いたしました。

◎閉会中の継続審査の申し出について（議会運営委員会）

日程第6 閉会中の継続審査の申し出についてを議題といたします。

お諮りをいたします。

議会運営委員会委員長より、委員会において審査する事件につき、会議規則第75条の規定により、閉会中の継続審査の申し出があります。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに、御異議ございませんか。

（「異議なし」の発声あり）

○議長（中村 忠彦） 異議なしと認めます。

よって、委員長より申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

◎閉会の宣告

これをもちまして、今期定例会に提出されました議案の審議は全て終了いたしましたので、平成26年第3回度会町議会定例会を閉会いたします。

(11時27分)

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

度会町議会議長

度会町議会議員

度会町議会議員